



配偶者控除の改正でパートの主婦にとっては働きやすくなったようですが、どのように変わったのですか？



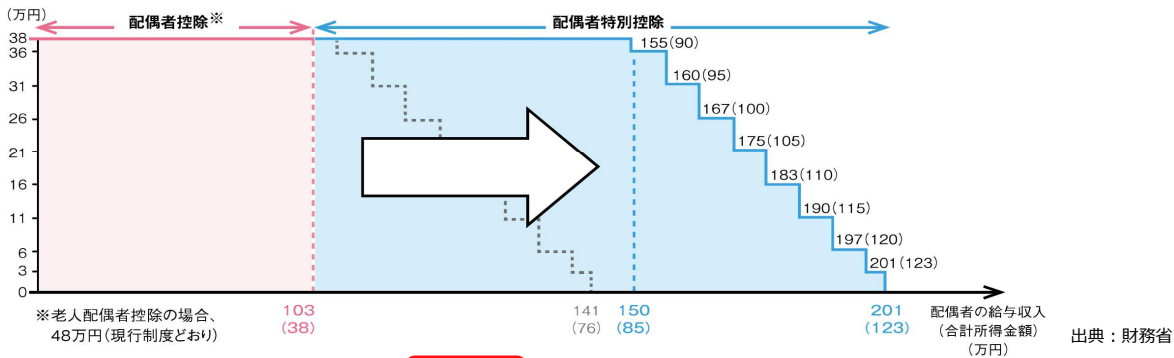
配偶者控除の対象となる配偶者の給与収入が年間103万円以下から年間150万円以下に拡大されました。
また、納税者本人の所得制限が新たに追加されたため年収1120万円を超える高額所得者の人には増税となってしまいます。

●改正概要●

①納税者本人の受ける控除額 **減税**

・所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入の上限が、**150万円**（現行103万円）に引き上げられます。

（例）納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合（合計所得金額が900万円以下の場合）



②納税者本人の所得制限 **増税**

・配偶者控除等の適用される納税者本人に収入制限を設けることとし、給与収入（合計所得金額）が**1,120万円（900万円）を超える**場合には以下の表のとおり控除額が逡減・消失する仕組みとなります。

配偶者の給与収入（合計所得金額） → （単位：万円）

納税者本人の給与収入（合計所得金額）	配偶者控除*	配偶者特別控除									
	~103 (~38)	~150 (~85)	~155 (~90)	~160 (~95)	~167 (~100)	~175 (~105)	~183 (~110)	~190 (~115)	~197 (~120)	~201 (~123)	201~ (123~)
~1,120 (~900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	-
~1,170 (~950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	-
~1,220 (~1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	-
1,220~ (1,000~)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

（例）給与年収 : 1,350万円
社会保険料 : 168万円
の配偶者控除（38万円）が消失する場合

	現行	改正後
所得税	143.1万円	154.5万円
住民税	89.6万円	92.9万円
合計	232.7万円	247.4万円

14.7万円の増税

出典：財務省の税制改正資料を一部加工

平成30年分以後の所得税、平成31年分以後の個人住民税から適用開始

POINT



- ① 配偶者の年収だけでなく納税者本人の年収によっても控除額が変動します
- ② いわゆる130万円の壁と言われる**社会保険の扶養要件はそのまま**
- ③ 会社独自の**扶養手当については変更がないか確認**が必要